明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人鳥取県暴力追放センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委二〇）　一
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（同二一）　二
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターから住所及び差止請求関係業務を行う事務所の所在地変更の届出があった件（同二二）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一九九）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二〇〇）　二
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二〇一）　二
○国際刑事裁判所に関するローマ規程のバングラデシュ人民共和国等による批准等に関する件（同二〇二）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項の登録をした旨を公示する件（厚生労働二四一）　二
○中央卸売市場において卸売の業務を行っている者の名称の変更があった件（農林水産一二七二）　二
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境七四～八三）　二
○少数生産車の型式を承認した件（同八四～九五）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通七九九）　三
○水先人に免許を与えた件（同八〇〇）　三
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同八〇一）　三
○都市計画に関する件（関東地方整備局二二二、二二三）　三

〔国会事項〕

埼玉県　静岡県　三重県　福岡県　横浜市　名古屋市　〔人事異動〕　五

〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕　六
官庁事項　六
労働　六
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　六
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
〔公告〕　七
諸事項　七
官庁　七
財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者の登録取消し処分関係　七
裁判所　七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　七
特殊法人等　八
厚生年金基金変更関係　八
地方公共団体　八
教育職員免許状失効関係　八
会社その他　八

告示

○国家公安委員会告示第二十号
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人鳥取県暴力追放センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年六月二日
国家公安委員会委員長事務代理
国務大臣　岩城　光英
一　公益財団法人鳥取県暴力追放センターの代表者の氏名
(一)　変更前の代表者の氏名　佐々木利昭
(二)　変更後の代表者の氏名　永井　克司
二　変更を行った年月日　平成二十八年四月一日

○国家公安委員会告示第二十一号
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年六月二日
国家公安委員会委員長事務代理
国務大臣　岩城　光英
一　公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名
(一)　変更前の代表者の氏名　岩田　幸成
(二)　変更後の代表者の氏名　藪　正孝
二　変更を行った年月日　平成二十八年四月一日

○国家公安委員会告示第二十二号
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターから住所及び差止請求関係業務を行う事務所の所在地変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年六月二日
国家公安委員会委員長事務代理
国務大臣　岩城　光英